

点検項目	確認事項	点検結果	不適合の場合：その状況・改善方法					
第1 保育に従事する者の数及び資格								
1 保育従事者の数	1) 主たる開所時間において、月極めで利用契約した乳幼児数に対して必要な保育従事者の数が不足していませんか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない						
	2) 主たる開所時間において、総乳幼児数（「月極めで利用契約した乳幼児数」に「時間預かり（一時預かり）の乳幼児数」を加えた数）に対して必要な保育従事者の数が不足していませんか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない						
	<p>【必要な保育従事者の数】</p> <p>主たる開所時間については、概ね「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項に定める以下の数以上の配置が必要とされている。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">乳 児</td> <td>概ね 3人につき 保育従事者1人以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">幼 児</td> <td>1、2歳児 概ね 6人につき 保育従事者1人以上</td> </tr> <tr> <td>3歳児 概ね20人につき 保育従事者1人以上</td> </tr> <tr> <td>4歳児以上 概ね30人につき 保育従事者1人以上</td> </tr> </table> <p>※ 児童の年齢については、定期利用が多く、クラス編成を行っているような施設については年度の初日の前日（3月31日）を基準日として考えることが原則である。ただし、利用児童の状況等に鑑みこれに該当しないと判断した場合などについては、一律に年度の初日の前日を基準日とせず、施設ごとに基準日を判断することが可能である。</p> <p>※ 児童の数については、月極めの児童など、通常は概ね毎日利用する児童数を基礎とし、日極めの児童や特定の曜日に限り利用する児童など、その他の利用児童については、日々の平均的な児童数を加える。</p> <p>※ 上記の保育従事者の人数は、常勤職員として的人数であり、短時間勤務の職員を充てる場合は、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなすこと）して上記の人数を確保することが必要である。</p> <p>※ 必要な保育従事者数の算出に当たっては、年齢区分別に小数点1桁（小数点2桁以下切り捨て）まで算出し、その合計の小数点1桁を四捨五入する。</p> <p>※ 「運営状況報告」の「7 利用児童数から算出した必要な保育従事者の数」で確認のこと。</p> <p>※ 食事の世話など特に児童に手がかかる時間帯については、児童の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意する。</p>			乳 児	概ね 3人につき 保育従事者1人以上	幼 児	1、2歳児 概ね 6人につき 保育従事者1人以上	3歳児 概ね20人につき 保育従事者1人以上
乳 児	概ね 3人につき 保育従事者1人以上							
幼 児	1、2歳児 概ね 6人につき 保育従事者1人以上							
	3歳児 概ね20人につき 保育従事者1人以上							
	4歳児以上 概ね30人につき 保育従事者1人以上							
3) 契約した利用乳幼児の在籍時間帯に、保育従事者が1人勤務の時間帯がありませんか。ただし、主たる開所時間を超える時間帯について、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除きます。	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない							
<p>※ 常時、保育従事者が、複数配置されるものであること。</p> <p>また、主たる開所時間を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除き、常時、2人以上の保育に従事する者を配置すること。</p> <p>※ 1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設については、複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、常時、2人以上の保育従事者を配置しないことができる。</p>								
2 保育従事者の有資格者の数	1) 月極めで利用契約した乳幼児数に対する有資格者（保育士、看護師又は准看護師）の数は、3分の1以上ありますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない						
	2) 総乳幼児数（「月極めで利用契約した乳幼児数」に「時間預かり（一時預かり）の乳幼児数」を加えた数）に対する有資格者（保育士、看護師又は准看護師）の数は、3分の1以上ありますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない						
<p>※ 必要な有資格者数の算出に当たっては、小数点1桁を四捨五入する。</p> <p>※ 「運営状況報告」の「7 利用児童数から算出した必要な保育従事者の数」で必要な有資格者の数を確認のこと。</p> <p>※ 保育従事者が2人の施設及び上記で例外的に保育従事者が1人配置されている時間帯については、1人は有資格者であること。なお、常時、保育士、看護師又は准看護師の資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましい。</p> <p>※ 上記にかかわらず、保育従事者の全てについて、保育士、看護師又は准看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。なお、当該資格を有していない保育従事者については、一定の研修受講を推奨することが望ましい。</p>								
3 保育士の名称	保育士でない者を保育士又は保母、保父など、これに紛らわしい名称で使用していませんか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない						
	<p>※ 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、罰金が課せられる。</p> <p>※ 事業者が、保育士資格を有していない者について、保育士であると誤認されるような表現を用いて入園案内や児童の募集を行った場合は、事業者についても、名称独占違反の罰則が課されるおそれがある。</p>							

第3 非常災害に対する措置		
1 消火用具・非常口の設置	1) 消火用具が設置されており、かつ適切に点検が行われ、火災発生時にその機能が十分に発揮できる状態になっていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	2) 職員は、消火用具の設置場所及びその使用方法を知っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	3) 非常口は、火災等非常時に利用乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
2 非常災害に対する具体的計画の策定等	1) 非常災害に対する具体的計画を立てていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	※ 非常災害とは、火災や風水害、土砂災害、地震など地域の実情を鑑みた上で想定される災害を指している。	
	2) 消防計画が適正に策定され、届出が行われていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	3) 防火管理者の選任、届出が行われていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
※ 2)及び3)の「消防計画の策定・届出」、「防火管理者の選任・届出」は、従業者の数と利用乳幼児の数とを合算した数が30人以上の施設では、消防法の規定によって義務付けられている。 ※ なお、30人未満の施設であっても、乳幼児の安全確保の観点から届出が望ましいとされている。		
3 避難消火等の訓練	消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を、毎月定期的に行っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
4 災害への対応	火災や地震などの災害の発生に備え、施設・設備の安全確保とともに、緊急時の対応や職員の役割分担等に関するマニュアルの作成、避難訓練の実施、保護者との連絡体制や引き渡し方法等に関する確認等に努めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない

第4 保育室を2階に設ける場合の条件					
保育室が2階の場合	1) 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない			
	2) 建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する「耐火建築物」又は第2条第9号の3に規定する「準耐火建築物」(同号口に該当するものを除く。)であることを満たしていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない			
	3) 乳幼児の避難に適した構造の以下の「常用」欄及び「避難用」欄に掲げる施設・設備がそれぞれ1つ以上設けられていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない			
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50px;">常用</td> <td>①屋内階段 ②屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の「屋内避難階段」又は同条第3項に規定する構造の「屋内特別避難階段」 ②待避上有効なバルコニー ※ 以下の要件を満たすもの 1) バルコニーの床は準耐火構造とする。 2) バルコニーは十分に外気に開放されていること。 3) バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。 4) 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。 5) その階の保育室の面積の概ね1/8以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。 ※ 待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。 ③建築基準法第2条第7号の2に規定する「準耐火構造」の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ※ 屋外傾斜路に準ずる設備とは、2階に限っては非常用すべり台をいう。 ④屋外階段</td> </tr> </tbody> </table>	常用	①屋内階段 ②屋外階段	避難用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の「屋内避難階段」又は同条第3項に規定する構造の「屋内特別避難階段」 ②待避上有効なバルコニー ※ 以下の要件を満たすもの 1) バルコニーの床は準耐火構造とする。 2) バルコニーは十分に外気に開放されていること。 3) バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。 4) 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。 5) その階の保育室の面積の概ね1/8以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。 ※ 待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。 ③建築基準法第2条第7号の2に規定する「準耐火構造」の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ※ 屋外傾斜路に準ずる設備とは、2階に限っては非常用すべり台をいう。 ④屋外階段
常用	①屋内階段 ②屋外階段				
避難用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の「屋内避難階段」又は同条第3項に規定する構造の「屋内特別避難階段」 ②待避上有効なバルコニー ※ 以下の要件を満たすもの 1) バルコニーの床は準耐火構造とする。 2) バルコニーは十分に外気に開放されていること。 3) バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。 4) 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。 5) その階の保育室の面積の概ね1/8以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。 ※ 待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。 ③建築基準法第2条第7号の2に規定する「準耐火構造」の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ※ 屋外傾斜路に準ずる設備とは、2階に限っては非常用すべり台をいう。 ④屋外階段				
※ 保育室を2階に設ける建物が、上記の2)及び3)をいずれも満たさない場合においては、第3「非常災害に対する措置」に記載する設備の設置及び訓練に特に留意すること。					
※ 「保育室を3階以上に設ける場合」の条件は、省略					

第5 保育の内容

1 保育の内容	<p>1) 乳幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫していますか。</p> <p>※ 児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要である。 児童への適切な関わりについて理解するためには、「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）」を理解することが不可欠である。</p> <p>[乳児（1歳未満児）]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことを理解し、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行っているか。 • 視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される時期であることを踏まえ、情緒の安定と、歩行や言葉の獲得に向けた援助を行っているか。 • 一人一人の生理的・心理的欲求を感性豊かに受け止め、愛情を込めて優しく体と言葉で応答するよう努めているか。 <p>[1歳以上3歳未満児]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 特に感染症にかかりやすい時期であることを理解し、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけているか。 • 自我が形成され、児童が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、愛情豊かに、応答的に関わるよう努めているか。 • 身体的な機能や基本的な運動機能が発達するとともに、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることを踏まえ、児童の生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちや自発的な活動を尊重しているか。 • 一人一人が探索活動を十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れたり、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるよう、模倣やごっこ遊びの中で保育従事者が仲立ちをしたりするなど、児童の心身の発達に必要な体験が得られるよう適切に援助しているか。 <p>[3歳以上児]</p> <ul style="list-style-type: none"> • この時期に見られる、運動機能の発達や基本的な生活習慣の形成、言葉の理解、知的興味や関心の高まり、仲間の中の一人という自覚、集団的な遊びや協同的な活動などを踏まえて、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、以下のことに留意しながら、一人一人の実態に即して適切に援助しているか。 <p>(3歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であることを踏まえ、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させること。 <p>(4歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期であることを踏まえ、児童の心の動きを保育従事者が十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むこと。 <p>(5歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期であることを踏まえ、保育従事者が児童の主体的な活動を促すため多様な関わりを持つことにより、児童の発達に必要な豊かな体験が得られること。 <p>(6歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくるとともに、集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなることを踏まえ、様々な環境を設定し、遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが生かされるようにすること。 	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	<p>2) 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠などがバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育計画を定め実行していますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	2 a) デイリープログラム等で、乳幼児の日々の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定し、実施していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	2 b) 必要に応じて、利用乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔を保っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	2 c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠などに配慮していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	2 d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	

	3) 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていませんか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	※ 一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わるのが重要である。保育従事者にとっても最も基本的な使命であり、このような姿勢を欠く保育従事者は不適任である。		
	4) 必要な遊具、保育用品等が備えられていますか。(テレビは含まない。)	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	※ 年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居などを備えることが必要である。また、衛生面の注意も必要である。 ※ 大型遊具を備える場合などは、その安全性の確認を常に行うことが事故防止の観点から不可欠である。		
2 保育従事者の保育姿勢等	1) 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な保育姿勢が確保されていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	※ 特に、施設の運営管理の任に当たる施設長については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められる。		
	2) 「保育所保育指針」を理解させる機会を設けるなど、保育従事者の人間性と専門性の向上を図よう努めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	3) 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めること等がないよう、乳幼児の人権に十分に配慮していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	※ しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。 また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。		
	4) 利用乳幼児について、虐待など不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携するなどの体制がとられていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合や、社会的援助が必要な家庭状況がある場合などにおいても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。			
3 保護者との連絡等	1) 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	※ 保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが児童の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳などにより、相互に連絡し合うこと。		
	2) 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易に分かるようにされていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。		
	3) 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	

第6 給食		
<p>※ 「保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年3月厚生労働省）」、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）（平成31年4月厚生労働省）」を参考にすること。</p> <p>※ 衛生管理については、「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成29年6月16日付け生食発0616第1号通知）」、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年3月厚生労働省）及び「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン」（世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成・2007年）」を参考にすること。</p>		
1 衛生管理	1) 食器やふきん、まな板、なべなどは、十分に殺菌したものを使用していますか。 また、哺乳びんは使用することによく洗い、滅菌していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	2) 調理室は、清潔に保たれていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	3) 調理方法は、衛生的に行われていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	4) 配膳は、衛生的に行われていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	5) 食事のとき、食器類や哺乳びんは、乳幼児や保育従事者の間で共用されていませんか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	6) 原材料、調理済み食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。）について、腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵施設等を利用するなど、適切な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
2 食事内容	1) 乳児の食事を幼児の食事と区別して提供していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	2) 健康状態（アレルギー疾患等を含む。）などに配慮した食事内容にしていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	3) 【家庭からの弁当持参や市販の弁当を利用する場合】 家庭とも連携の上、児童の健康状態や刻み食などの年齢に応じた配慮を行っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	4) 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われていますか。 また、離乳食摂取後の乳児についても、食事後の状況に注意が払われていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	5) 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ、変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	※ 独自で献立を作成することが困難な場合には、市等が作成した認可保育所の献立を活用するなどの工夫が必要である。	

第7 健康管理・安全確保		
1 乳幼児の健康状態の観察	1) 登園の際、健康状態（体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無や機嫌など）の観察を行うとともに、保護者から乳幼児の健康状態の報告を受けていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	2) 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察を行っていますか。保護者へ乳幼児の健康状態を報告していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
2 乳幼児の発育チェック	身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを、毎月定期的に行っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	1) 乳幼児の健康状態の確認のため、利用開始時の健康診断は、なるべく利用決定前に実施し、未実施の場合は利用開始後直ちに行っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	※ 保護者からの健康診断結果の提出がある場合などは、これにより利用開始時の健康診断がなされたものとみなして差し支えない。	
	2) 継続して保育している児童の健康診断を、「利用開始時」及び「1年に2回（概ね6か月ごと）」実施していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
3 乳幼児の健康診断	※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書の提出を受ける、母子健康手帳の写しを提出させるなどにより、乳幼児の健康状態の確認を行うことが必要である。	
	※ 医師による健康診断は、心身の発達に遅れがみられる児童の早期発見につながるという面からも有効である。	
	3) 利用開始後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧表を作成し、全ての保育従事者に周知していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
4 職員の健康診断	1) 職員の健康診断を、「採用時」及び「1年に1回」実施していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	※ 健康診断の実施は、労働安全衛生法第6条、労働安全衛生規則第44条により義務付けられている。 ※ 短時間労働者であっても、次の①②のいずれにも該当する場合は、健康診断が必要である。 ① 期間の定めのない労働契約又は期間1年以上の有期労働契約により使用される者、契約更新により1年以上使用され、又は使用されることが予定されている者 ② 週の労働時間数が、通常の労働者の週の労働時間数の3/4以上である者 ※ 健康診断の実施は法で定められているため、その実施に要した費用は、事業者が負担すべきものである。	
	2) 調理に携わる職員には、概ね「月1回」の検便を実施していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
5 医薬品等の整備	必要な医薬品その他の医療品が備えられていますか。 ※ 最低必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
6 感染症への対応	1) 感染症にかかっていることが分かった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	2) 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出など、かかりつけ医による判断の確認について、保護者の理解と協力を求めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	3) 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものを準備していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	※ 「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（平成30年3月厚生労働省）」を参考にすること。	
7 乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）に対する注意	1) 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態を、きめ細かく観察していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	※ 睡眠中の観察については、0歳児は5分ごと、1歳児以上は10分ごとに観察し、その都度、睡眠時観察表などに記録すること。特に、預かり初期は、注意深く観察すること。 ※ このほか、睡眠中の事故防止として、睡眠前には口の中に異物等がないかを確認し、柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない、またヒモ及びビロ状のものをそばに置かないなど、安全な睡眠環境の確保を行うことが必要とされている。（「保育所保育指針解説」）	
	2) 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	※ 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は、利用開始時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。	

(続) 7 乳幼児 突然死症候群 (SIDS : Sudden Infant Death Syndrome) に対 する注意	3) 保育室だけでなく、敷地内においても禁煙を厳守していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	<p>※ たばこは、乳幼児突然死症候群発症の大きな危険因子であり、妊婦や乳児の近くでの喫煙は不適切である。</p> <p>※ 児童は受動喫煙による健康影響が大きいと認め、認可外保育施設を含む児童福祉施設については、「健康増進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第78号)の公布によって「第一種施設」に位置付けられ、令和元年7月1日から「敷地内禁煙」となっている。(屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の一部の場所を「事業所内保育事業」の場所として使用している場合などは、当該一部の場所のみが禁煙の対象となる。 ・ 「家庭的保育事業」を居宅で行う場合や「居宅訪問型保育事業」は、適用除外となるが、事業実施場所では喫煙をしないなどの配慮が必要とされている。 	
8 安全確保	1) 保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮を行うなど、乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	<p>※ 保育室だけでなく、児童が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、書庫などは固定する、棚から物が落下しないなどの工夫を行うことが必要である。</p>	
	2) 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備などに対して適切な安全管理を図っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	<p>※ 施設内の危険な場所や設備などへの囲いの設置や施錠などを行う必要がある。</p> <p>※ 施設の周囲に危険箇所などがある場合には、児童が勝手に出られないような配慮(敷地の周囲を柵などで区画する、出入り口の錠は幼児の手の届かないところに備えるなど)が必要である。</p>	
	3) プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、「専ら監視を行う者」と「プール指導等を行う者」を分けて配置し、その役割分担を明確にしていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当
	4) 児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など)や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること。また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	5) 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に行っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	6) 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	<p>※ 施設の安全確保については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(平成28年3月内閣府・文部科学省・厚生労働省)」を参考にすること。</p>	
	7) 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	8) 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
9) 事故発生時には、速やかに当該事実を市に報告していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	
<p>※ 事故報告については、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号通知)を参照すること。</p>		
10) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	
11) 死亡事故等の重大事故が発生した施設は、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	
<p>※ 施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省)を参考にすること。</p> <p>※ 重大事故を防ぐためには危険を取り除く必要があるが、過度な子どもの遊びの制約については、一定の配慮を要する。乳幼児期の子どもの遊びを通して自ら危険を回避する力を身に付けていくことの重要性にも留意する必要がある。(「保育所保育指針解説」)</p>		

第8 利用者への情報提供		
<p>1 施設及びサービスに関する内容の掲示</p>	<p>以下の事項について、サービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示していますか。</p> <p>①設置者の氏名又は名称及び管理者の氏名 ②建物、その他設備の規模及び構造 ③施設の名称及び所在地 ④事業を開始した年月日 ⑤開所している時間 ⑥-1 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 -2 これらの事項を変更した場合にあっては、当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 ※ 平成31年4月1日以前に行ったサービス内容や利用料の変更については、掲示は不要とされている。 ※ 理由のない保育料の引き上げは、そもそもあってはならないことであり、保護者に対して適切に情報開示がなされるよう、変更した場合にあっては、直近の変更の内容及びその理由を掲示しなければならない。</p> <p>⑦利用定員 ⑧保育士その他の職員の配置数又はその予定 ※ 職員の配置数は、保育に従事している保育士その他の職員のそれぞれの1日の勤務延べ時間数を8時間で除した数とする。 ※ 「職員の配置数」の掲示は次の①、②の方法によることも有効とされている。 ① 職員のローテーション表及びその日実際に保育に当たる保育従事者の資格状況等の掲示 ② その日実際に保育に当たる保育従事者の数及び有資格者数等をホワイトボード等に記載</p> <p>⑨保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ⑩提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ⑪緊急時等における対応方法 ※ 緊急時等における関係機関の連絡先や保護者との連絡方法などを記すこと。 別途、緊急時等における対応マニュアルを定めている場合においては、その旨を記すこと。</p> <p>⑫非常災害対策 ※ 災害時における関係機関の連絡先や保護者との連絡方法、避難訓練の実施状況、避難場所や避難方法などを記すこと。 また、別途非常災害に関する具体的な計画を作成し、計画の概要等を掲示しても差し支えない。 (非常災害とは、火災や水害・土砂災害、地震など地域の実情を鑑みた上で想定される災害を指している。)</p> <p>⑬虐待の防止のための措置に関する事項 ※ 虐待の防止に関する研修の実施状況や虐待の防止に関するマニュアルの作成状況等について記すこと。</p> <p>⑭設置者の過去の処分歴の有無 ※ 設置者が過去に業務停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）について記載すること。（令和3年5月1日より適用）</p> <p>※ ⑨～⑬は、「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」（平成29年厚生労働省令第123号）の公布に伴い、追加になった掲示事項。 ⑥-2は、「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」（平成31年厚生労働省令第47号）の公布に伴い、追加になった掲示事項（平成31年4月1日から適用）。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
<p>2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付</p>	<p>利用者と利用契約が成立したときは、以下の内容を記載した書面等を交付していますか。</p> <p>①設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 ②当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ※ あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。 ③施設の名称及び所在地 ④施設の管理者の氏名及び住所 ⑤当該利用者に対し提供するサービスの内容 ⑥保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ⑦提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 ⑧利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
<p>※ 書面の交付に代えて、利用者の承諾を得て、一定の電磁的方法により提供することができるとされている。</p>		

3 利用予定者等への契約内容等の説明	1) 利用予定者からサービス利用の申込みがあった場合、当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明を行っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	2) 利用契約が成立した後に、「提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項」について変更した場合は、変更の内容及びその理由を利用者に通知及び直接の説明を行っていますか。(平成31年4月1日以後の変更について適用) (「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の公布について」(平成31年4月5日子発0405第2号 厚生労働省子ども家庭局長通知) 第一 2)	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	

第9 備える帳簿等			
1 職員に関する書類等	1) 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等が記載された帳簿を整備していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	2) 労働基準法等の他法令に基づき各事業場ごとに備え付けが義務付けられている、次の帳簿等がありますか。		
	① 労働者名簿(労働基準法第107条)	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	
	② 賃金台帳(労働基準法第108条)	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	
	③ 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類(労働基準法第109条)	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	
2 在籍乳幼児に関する書類等	在籍乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍記録並びに契約内容等が確認できる書類が整備されていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	

第10 雇用管理

1 雇用契約	1) 雇用（労働）契約の締結に際し、従業者に対し、賃金、労働時間等の労働条件を書面の交付等により明示していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
--------	---	---

労働基準法等

**【雇用・労働契約の成立】
(民法第623条)**

※ 雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる。

(労働契約法第6条、第7条、第12条、第4条)

※ 労働契約は、労働者と使用者が、「労働すること」「賃金を支払うこと」について合意すると成立する。

※ 労働契約を締結する場合に、使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとなる。

ただし、労働契約において、労働者と使用者が就業規則の内容と異なる労働条件を合意していた部分については、その合意していた内容が、労働者の労働条件となる。

なお、就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については、無効となる。

この場合において、無効となった部分は、就業規則で定める基準によることとなる。

※ 使用者は、労働者に提示する労働条件及び労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにするものとする。労働者と使用者は、労働契約の内容（期間の定めのある労働契約に関する事項を含む。）について、できる限り書面により確認するものとする。

※ 労働契約法では、労働契約について、雇用契約書など書面での作成を義務付けていないが、労働契約の内容が不明確なことによるトラブルを防ぐために、雇用契約書を取り交わしている事業所が多い。

また、「雇用契約書」の内容に、以下の「書面の交付により明示しなければならない労働条件」を含めている事業所も多い。

【労働条件の明示】

(労働基準法第15条、労働基準法施行規則第5条)

※ 労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示することを、使用者に義務付けている。

▼必ず明示しなければならない項目

▼書面（労働条件通知書等）の交付等により明示しなければならない項目

①労働契約の期間

期間の定めのある労働契約の場合はその期間、期間がない労働契約の場合はその旨を明示しなければならない。

②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準

（更新をしないことが明らかな場合は、更新の基準の明示義務はない。）

③就業の場所、従事すべき業務

雇入れ直後の就業の場所及び従事すべき業務を明示すれば足りるものであるが、将来の就業場所や従事させる業務を併せ網羅的に明示することは差し支えない。

④始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換

当該労働者に適用される労働時間等に関する具体的な条件を明示しなければならない。

なお、当該明示すべき事項の内容が膨大なものとなる場合は、労働者の利便性をも考慮し、所定労働時間を超える労働の有無以外の事項については、勤務の種類ごとの始業及び終業の時刻、休日等に関する考え方を示した上、当該労働者に適用される就業規則上の関係条項名を網羅的に示すことで足りる。

⑤賃金（退職手当、臨時に支払われる賃金を除く。）の決定・計算・支払の方法、賃金の締切り・支払の時期

⑥退職（解雇の事由を含む。）

※ 書面による明示については、「当該労働者に適用する部分を明確にして就業規則を労働契約の締結の際に交付することとしても差し支えない」とされている。

（上記の.....部分は、「労働基準法の一部を改正する法律の施行について」（平成11年1月29日基発第45号 労働省労働基準局長通達）の記載。）

※ 「期間の定めのある労働契約（有期労働契約）」を締結する場合には、契約更新の都度、労働条件の明示が必要とされている。

(続)

1 雇用契約

また、**雇用する労働者が短時間労働者（注）である場合**には、上記①～⑥の事項に加えて、次のa)～d)の事項についても、文書の交付等により明示することが義務付けられている（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第2条）。

- a)昇給の有無 b)退職手当の有無 c)賞与の有無
- d)短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口（担当者の氏名、担当者の役職又は担当部署等）（d)の項目は平成27年4月から追加）

注) パートタイマー、アルバイト、契約社員などの名称にかかわらず、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比べて短い労働者。「所定労働時間が短い」とは、わずかでも短ければ該当する。

※ 労働条件の明示方法は、これまで書面の交付に限られていたが、平成31年4月からは、労働者が希望した場合、①FAXでの送信、②電子メール等の送信（当該労働者が電子メール等の記録を出力して書面を作成できるものに限られる）により明示することができるようになった。

⑦昇給

▼使用者が以下の項目に関する定めをした場合に、明示しなければならない項目

- ①退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定・計算・支払の方法、退職手当の支払の時期
- ②臨時に支払われる賃金（退職手当を除く。）、賞与、精勤手当、勤続手当、奨励加給、能率手当、最低賃金額
- ③労働者に負担させるべき食費、作業用品等
- ④安全、衛生
- ⑤職業訓練
- ⑥災害補償、業務外の傷病扶助
- ⑦表彰、制裁
- ⑧休職

※ 短時間労働者を雇用する事業主は、上記の文書の交付等により明示することが義務付けられている事項以外のものについても、文書の交付等により明示するように努めるものとされている。

※ 労働条件通知書の様式は、厚生労働省のホームページに掲載されている（労働基準法関係主要様式ダウンロードコーナー）。

2 就業規則、雇用管理

労働基準法、労働契約法等

1) 就業規則を作成し（又は変更した場合）、労働基準監督署に届け出ていますか。

<input type="checkbox"/> いる	
<input type="checkbox"/> いない	

- 作成又は直近の変更日：
- 直近の届出日：

※ 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則の作成と労働基準監督署への届出が義務付けられている。就業規則を変更した場合にも、労働基準監督署への届出が必要である。

就業規則は、企業単位ではなく事業場単位で作成しなければならない。個々の事業場単位で「常時10人以上の労働者を使用する」事業場は、それぞれ就業規則を作成する義務が生じる。個々の事業場が同一建物内にある場合などは、一つの事業場として取り扱う。

「10人以上の労働者」には、短時間労働者や有期契約労働者などの、いわゆる非正規労働者も含まれる。

※ 就業規則は、すべての労働者について作成する必要がある。しかし、通常の労働者と勤務態様の異なるパートタイム労働者等については、別の就業規則を定めることができる。

※ 就業規則の作成又は変更については、労働者の過半数で組織する労働組合（当該労働組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者）の意見を聴かなければならない。

※ 10人未満の事業所については、就業規則の作成の義務はないが、労働条件の明示の観点から作成することが望ましいとされている。

※ 厚生労働省のホームページに、「モデル就業規則」が掲載されている。

2) 関係法令の改正に伴い、就業規則等を改正していますか。

<input type="checkbox"/> いる	
<input type="checkbox"/> いない	

(続)
2 就業規則、
雇用管理

3) 就業規則、法定労働時間を超えて労働させる場合の労使協定（いわゆる三六協定）等を職員に周知していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
※ 職員への配布や、事業所の見やすい場所への掲示、備え付け、あるいは電子媒体に記録し、それを常時モニター画面等で確認できるようにするといった方法により、周知しなければならない。		
4) 労働時間は、1週間で40時間（以下の特例措置対象事業場の場合は44時間）以内、1日8時間以内となっていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
<p>● 1週間の所定労働時間： ● 1日の所定労働時間：</p> ※ 保健衛生業の事業に該当し、労働者数10人未満の事業場は、特例措置として「1週間で44時間以内」の規定が適用される。		
5) 変形労働時間制を採用していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
<p>【変形労働時間制を採用している場合】→以下の該当する□をチェックし、必要事項を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 1か月単位の変形労働時間制（4週間を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起算日： 年 月 日 ・就業規則の定め又は労使協定が必要（労使協定の場合、労働基準監督署への届出が必要） <p><input type="checkbox"/> 1年単位の変形労働時間制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起算日： 年 月 日 ・労使協定を締結し、労働基準監督署への届出が必要 ・各日・各週の所定労働時間の上限は、1日10時間・1週52時間以内（対象期間が3か月を超える場合は、1週48時間を超える週について制限がある。） <p>（夜勤等で暦日をまたいだ勤務も、始業時間の属する日の1日の労働時間として取り扱う。）</p>		
6) 休憩時間を適正に定めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
※ 休憩時間は、1日の労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を与えなければならない。		
7) 労働者の健康管理の観点から、すべての労働者について、労働時間の状況を適切に把握していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
<p>※ 事業者が労働時間の状況を把握する方法は、原則として、タイムカード、パソコン等の使用時間（ログインからログアウトまでの時間）の記録、事業者（事業者から労働時間の状況を管理する権限を委譲された者を含む。）の現認等の「客観的な記録」により、労働者の労働日ごとの出退勤時刻や入退室時刻の記録等を把握しなければならない。（労働安全衛生法第66条の8の3の規定によって、平成31年4月から事業者に義務付けられたもの。）</p> <p>※ やむを得ず客観的な方法により把握しがたい場合において、労働者の自己申告による把握が考えられるが、その場合には、事業者は一定の措置を講じる必要がある。</p> <p>※ 労働時間の状況を把握しなければならない労働者は、高度プロフェSSIONAL制度対象労働者を除き、管理監督者や派遣労働者、短時間労働者、有期契約労働者を含めた全ての労働者が該当する。</p>		
8) 法定労働時間を超え、又は法定休日に労働させる場合、労働基準法第36条に基づく労使協定（いわゆる三六協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	
<p>【協定を締結し届け出ている場合】</p> <p>● 労使協定の成立年月日： 年 月 日</p> <p style="padding-left: 40px;">協定期間 ： 年 月 日～ 年 月 日</p> <p>● 届出年月日： 年 月 日</p> <p>※ 法定労働時間：1日8時間及び1週40時間、 法定休日：毎週少なくとも1日</p> <p>※ 労使協定を締結し、当該協定を労働基準監督署に届けた場合に、当該協定の範囲内で労働者に時間外労働又は休日労働をさせることができる。</p> <p>※ <u>時間外労働の上限規制</u>が、大企業では平成31年4月から、中小企業では令和2年4月から導入された。時間外労働（休日労働は含まず）の上限は、原則として、月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできない。</p> <p>臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、「時間外労働：年720時間以内」、「時間外労働＋休日労働：月100時間未満、2～6か月平均80時間以内」とする必要がある。原則である「月45時間」を超えることができるのは、年6か月までとなる。</p>		

(続) 2 就業規則、 雇用管理	9) 非正規労働者も含めて、6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、年次有給休暇を以下のとおり与えていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない																																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">所定労働時間・日数</th> <th colspan="7">雇入日から起算した継続勤務期間ごとの年次有給休暇の日数</th> </tr> <tr> <th colspan="2">週の所定労働時間が決まっている場合</th> <th>週以外の期間で労働日数を定めた場合</th> <th>6か月</th> <th>1年6か月</th> <th>2年6か月</th> <th>3年6か月</th> <th>4年6か月</th> <th>5年6か月</th> <th>6年6か月以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週所定労働時間</td> <td>週所定労働日数</td> <td>1年間の所定労働日数</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>30時間以上</td> <td></td> <td></td> <td>10日</td><td>11日</td><td>12日</td><td>14日</td><td>16日</td><td>18日</td><td>20日</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">30時間未満</td> <td>5日以上</td> <td>217日以上</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>4日</td> <td>169～216日</td> <td>7日</td><td>8日</td><td>9日</td><td>10日</td><td>12日</td><td>13日</td><td>15日</td> </tr> <tr> <td>3日</td> <td>121～168日</td> <td>5日</td><td>6日</td><td>6日</td><td>8日</td><td>9日</td><td>10日</td><td>11日</td> </tr> <tr> <td>2日</td> <td>73～120日</td> <td>3日</td><td>4日</td><td>4日</td><td>5日</td><td>6日</td><td>6日</td><td>7日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1日</td> <td>48～72日</td> <td>1日</td><td>2日</td><td>2日</td><td>2日</td><td>3日</td><td>3日</td><td>3日</td> </tr> </tbody> </table>		所定労働時間・日数			雇入日から起算した継続勤務期間ごとの年次有給休暇の日数							週の所定労働時間が決まっている場合		週以外の期間で労働日数を定めた場合	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上	週所定労働時間	週所定労働日数	1年間の所定労働日数								30時間以上			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	30時間未満	5日以上	217日以上								4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日		1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日
	所定労働時間・日数			雇入日から起算した継続勤務期間ごとの年次有給休暇の日数																																																																																					
	週の所定労働時間が決まっている場合		週以外の期間で労働日数を定めた場合	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上																																																																															
	週所定労働時間	週所定労働日数	1年間の所定労働日数																																																																																						
	30時間以上			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日																																																																															
	30時間未満	5日以上	217日以上																																																																																						
		4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日																																																																															
		3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日																																																																															
		2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日																																																																															
	1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日																																																																																
※ 表中の太枠で囲った部分に該当する労働者は、平成31年4月から義務付けられる「年5日の年次有給休暇の確実な取得」の対象となる。(以下の11))																																																																																									
10) 1年以内に取得しなかった年次有給休暇を、適正に繰り越していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない																																																																																								
※ 年次有給休暇の請求権の時効は2年であり、前年度に取得されなかった年次有給休暇は翌年度に与える必要がある。																																																																																									
11) 【平成31年4月から適用】使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日から1年以内に5日について、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない																																																																																								
※ 時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取しなければならない。また、できる限り労働者の希望に沿った取得時季になるよう、聴取した意見を尊重するよう努めなければならない。 ※ 既に5日以上年次有給休暇を請求・取得している労働者に対しては、使用者による時季指定をする必要はなく、また、することもできない。 ※ 使用者による年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、対象となる労働者の範囲及び方法等について、就業規則に記載しなければならない。																																																																																									
3 給与 労働基準法等	1) 給与規程を定めていますか。 ・ 給与規程を就業規則とは別に定めることができる。 就業規則の取扱いと同様に、常時10人以上の労働者を使用する使用者は、別に定めた給与規程を労働基準監督署に届け出なければならない。 【届け出ている場合】●直近の届出日： 年 月 日	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない																																																																																							
	2) 給与及び諸手当は給与規程に基づき、適正に支給していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない																																																																																							
	3) 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率以上としていますか、 ・ 法定労働時間を超えて労働させた場合 25%以上 ・ 法定休日（週1回又は4週4日）に労働させた場合 35%以上 ・ 深夜（午後10時～午前5時）に労働させた場合 25%以上 ・ 時間外労働が深夜に及んだ場合 50%以上 ・ 休日労働が深夜に及んだ場合 60%以上 ・ 月60時間を超える場合 ※ 50%以上 ※ 中小企業は、当分の間、上げが猶予され25%以上とされているが、令和5年4月1日からは猶予が廃止され、50%以上となる。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない																																																																																							
	4) 時間外労働に対する割増賃金の計算を正しく行っていますか。 ・ 月給制の場合の「時間外労働に対する割増賃金」の計算式 $\frac{\text{基本給} + \text{各手当 (注1)}}{\text{1か月の平均所定労働時間数 (注2)}} \times (\text{割増率} + 1) \times \text{時間外労働の時間数}$ (注1) 各手当のうち、以下の手当については算定基礎から除外する。 家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、退職金等臨時に支払われた賃金、賞与等1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 (単に名称によるのではなく、その実質によって判断する) (注2) 1か月の平均所定労働時間数 $(\text{365日又は366日一年間所定休日日数}) \times \text{1日の所定労働時間} \div \text{12か月}$	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない																																																																																							

	5) 給与から法定外控除を行っている場合、労働基準法第24条に基づく労使協定を締結していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	
<ul style="list-style-type: none"> 給食費、購買代金、住宅・寮その他の福利厚生施設の費用、親睦会費、共済会掛金、財形貯蓄、各種生命・損害保険の保険料、組合費等を給与から控除する場合には、労使協定が必要となっている。 協定の有効期間は1年が一般的で、自動更新の規定を定めることも可能である。当該協定について、労働基準監督署への届出は不要である。 			
4 社会保険等	1) 一定の要件に該当する非常勤職員等については、「健康保険」、「厚生年金保険」に加入していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	
<p>※パート労働者の健康保険・厚生年金保険加入要件</p> <p>①1日又は1週間の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が、通常の労働者の3/4以上である者</p> <p>②短時間労働者のうち、以下の(1)～(5)の要件をすべて満たす者</p> <p>(1) 1週当たりの決まった労働時間が20時間以上であること</p> <p>(2) 1か月当たりの決まった賃金が88,000円以上であること</p> <p>(3) 雇用期間の見込みが1年以上であること</p> <p>【注】令和4年10月からは、(3)の要件は撤廃され、フルタイムの被保険者と同様の「2か月を超える」要件が適用される。</p> <p>(4) 学生でないこと</p> <p>(5) 次の a) 又は b) のいずれかに該当すること</p> <p>a) 従業員数が501人以上の企業で働いている</p> <p>【注】企業規模の要件については、次のとおり段階的に引き下げられる。 (令和4年10月から)101人以上 (令和6年10月から)51人以上</p> <p>b) 従業員数が500人以下の企業で働いていて、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている</p> <p>(補足) 上記【注】は、令和2年5月に成立した「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第40号)によって、被用者保険の適用範囲が拡大されるもの。</p> <p>(参考) 「法人の事業所」、「社会福祉事業等の一定の事業を行い、常時5人以上の労働者を雇用する個人事業所」は、健康保険・厚生年金保険の適用を受ける事業所として、加入が義務づけられている。</p>			
	2) 一定の要件に該当する非常勤職員等については、「雇用保険」に加入していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	
<p>※パート労働者の雇用保険加入要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ31日以上引き続き雇用される見込みがある者 <p>※「31日以上引き続き雇用される見込み」とは、次のいずれかに該当する場合</p> <p>①期間の定めがなく雇用される場合</p> <p>②雇用期間が31日以上である場合</p> <p>③雇用契約に更新規定があり、31日未満での雇止めの明示がない場合</p> <p>④雇用契約に更新規定はないが、同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績がある場合 (注)</p> <p>(注) 当初の雇入時には31日以上雇用されることが見込まれない場合であっても、その後、31日以上雇用されることが見込まれることとなった場合には、その時点から雇用保険が適用される。</p>			
	3) 雇用保険に加入していない非常勤職員・パート労働者等を含め、すべての労働者を「労災保険」の対象者としていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
<p>※ 労災保険(労働者災害補償保険)は、常用、日雇い、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての労働者が対象となる。</p> <p>(参考) 「労働保険」は、「労災保険(労働者災害補償保険)」と「雇用保険」とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われるが、保険料の納付等は「労働保険」として一体のものとして取り扱われている。</p> <p>労働者(パート、アルバイト等を含む。)を1人でも雇用していれば、業種や規模等を問わず、「労働保険」の適用事業場となり、事業主は保険関係成立(加入)手続きを行い、労働保険料を納付しなければならない。</p>			

<p>第11 (参考) 利用料に係る消費税の非課税措置</p>	<p>「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」(平成17年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知、最終改正：令和2年9月30日)</p>
<p>1 非課税の対象となる施設</p>	<p>利用料に係る消費税が非課税の対象となる認可外保育施設は次のとおり。</p> <p>① 児童福祉法第59条の2第1項(認可外保育施設の届出)の規定による届出が行われた施設であって、法第59条第1項の規定に基づく都道府県知事の立入調査を受け、厚生労働省が定める「認可外保育施設指導監督基準」を満たす旨の証明書の交付を受けた施設</p> <p>※ 令和2年10月1日からは、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設であって、上記の証明書の交付を受けた施設についても、対象に含まれた。</p> <p>※ 上記証明書を返還することを求められた場合の当該施設については、当該返還することを求められた日以後においては非課税の対象となる認可外保育施設に該当しない。</p> <p>② 認可外保育施設のうち、幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園併設型施設(児童福祉法施行規則第49条の2第3号に規定する施設(認定こども園法第3条第3項に規定する連携施設を構成する保育機能施設)であって、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項の規定による認定を受けているもの又は同条第11項の規定による公示がされているもの(同条第1項の条例で定める要件に適合していると認められるものを除く。))</p>
<p>2 非課税の対象となる利用料</p>	<p>非課税の対象となる資産の譲渡等(非課税となる利用料を対価とするサービス)は、非課税対象認可外保育施設において乳児又は幼児を保育する業務として行う資産の譲渡等(保育サービス)に限られる。</p> <p>この場合の乳児又は幼児を保育する業務として行う資産の譲渡等には、児童福祉法に規定する保育所における保育サービスと同様のサービスが該当するものであり、具体的には次に掲げる料金等(利用料)を対価とする資産の譲渡等が該当する。</p> <p>① 保育料(延長保育、一時保育、病児保育に係るものを含む。)</p> <p>② 保育を受けるために必要な予約料、年会費、入園料(入会金・登録料)、送迎料、児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務(居宅訪問型保育事業)を目的とする施設において保育に従事する者(以下「ベビーシッター」という。)が乳児、幼児又は児童の居宅まで移動する際に必要となる交通費</p> <p>【注】 給食費、おやつ代、施設に備え付ける教材を購入するために徴収する教材費、傷害・賠償保険料の負担金、施設費(暖房費、光熱水費)等のように通常保育料として領収される料金等については、これらが保育料とは別の名目で領収される場合であっても、保育に必要な不可欠なものである限りにおいては、上記①②と同様に取り扱われる。</p> <p>他方、例えば、当該施設において施設利用者に対して販売する教材等の販売代金(※参照)のほか、次に掲げるような料金等を対価とする資産の譲渡等は、これに該当しない。</p> <p>① 施設利用者の選択により付加的にサービスを受けるためのクリーニング代、オムツサービス代、スイミングスクール等の習い事の講習料等</p> <p>② バザー収入</p> <p>③ 炊事、洗濯、掃除、買物その他の家事を代行し、又は補助する業務(非課税とされる保育サービスを除く。)に係る料金</p> <p>【注】 マッチングサイト運営者(インターネットを通じてベビーシッターとその利用者の仲立ちをするサービスを提供する事業者)が、ベビーシッターの利用者から受領する「マッチングサイトの手数料」については、「マッチングサイトを利用させるという役務提供の対価」であり、「保育する業務として行われる資産の譲渡等」の対価に該当しないことから、非課税とならない。</p> <p>※ 施設運営者自らが行う取引ではない金銭の受取について 施設運営者自らが行う取引ではない金銭の受取(例えば、施設運営者が、施設利用者の求める教材等について、当該教材等の販売業者への注文や施設利用者からの代金の集金を代行して行う場合における代金の受取など)を行う場合には、施設運営者においては「預り金」として経理しておくなど、施設の収入である保育料等とは区分して、収入以外の金銭の受取であることが明らかとなるよう経理を行う必要がある。</p>
<p>3 非課税となった施設の利用料の額の設定</p>	<p>非課税対象認可外保育施設においては、当該施設の利用料に係る消費税が非課税とされることから、施設の運営事業者が消費税の納税義務者である場合の施設については、非課税となったことを踏まえた利用料の額の見直しを行う等の対応が適切に行われる必要がある。</p> <p>なお、その場合においても、仕入れ(保育材料費・水道光熱費・備品等購入費など)に係る消費税相当分は当該利用料に転嫁することは適切な処理である。</p>
<p>4 消費税の納税義務</p>	<p>課税期間(個人事業者は暦年、法人は事業年度)の基準期間(個人事業者はその年の前々年をいい、法人はその事業年度の前々事業年度をいう。)における利用料収入(非課税となる前の利用料収入)などの課税売上高が1,000万円を超える場合、消費税の納税義務者となる。</p>

「志木市家庭保育室委託事業実施要綱」に基づき、市から「家庭保育室」としての認定を受け、保育業務の委託を受けている事業者は、以下の項目についても、点検してください。

第12 家庭保育室の受託に係る要件

1 受託者の資格	1) 施設長は、次の要件を満たしていますか。 ・ 原則として保育士、看護師、保健師又は助産師の資格を有し、心身ともに健康で家庭生活が健全であり、現に養育している3歳未満の児童がいない者で児童の保育に専念できること。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない						
	2) 保育従事者は、次の要件を満たしていますか。 ・ 保育士、看護師、保健師又は助産師の資格を有し、健康で児童の保育に専念できる者又は育児の経験を有し、市長が特に適格者であると認めた者。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない						
	3) 保育を行う施設長及び保育従事者の数を、次のとおり配置し、かつ1家庭保育室につき2人以上となっていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない						
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>0歳児</td> <td>3人につき 1人以上</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>4.5人につき 1人以上</td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>6人につき 1人以上</td> </tr> </table>	0歳児	3人につき 1人以上	1歳児	4.5人につき 1人以上	2歳児	6人につき 1人以上	
0歳児	3人につき 1人以上							
1歳児	4.5人につき 1人以上							
2歳児	6人につき 1人以上							
4) 保育従事者の3分の1以上は、保育士、看護師、保健師又は助産師の資格を有する者となっていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない							
2 構造設備及び面積	1) 保育の用に供する部屋は、原則として1階にあって、通風及び採光が十分であり、かつ、保育に専用できる部屋が確保されていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない						
	2) 2階以上に保育の用に供する部屋を設けている場合、次のいずれにも該当していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当						
	① 建築基準法第2条第9号の2に規定する「耐火建築物」であること。 ただし、保育の用に供する部屋を2階に設ける場合であって、耐火建築物に該当しない場合は、当該施設が避難に適した構造を有することを証する書面をもって、市長の承認を得なければならない。							
	② 避難口の設備を有すること。							
	③ 保育室その他児童が出入りし、又は通行する場所に、児童の転落事故を防止する設備を有すること。							
	④ カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。							
	3) 保育の用に供する面積は、児童1人当たり3.3㎡以上確保されていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない						
※ 面積は、内法面積（壁や柱で囲まれた内側で測定した面積）から、造付け・固定造作物（ロッカー、収納スペース、児童用荷物収納棚、手洗い器等）やピアノ・オルガン等を除いた有効面積で算出する。								
4) 児童に衛生的な飲食物を提供できる設備を有していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない							
5) 家具等に転倒防止策が施されていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない							
6) 屋外遊び場として敷地内に適当な広さの場所があるか又は付近に公園、児童遊園地等がありますか。	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない							
3 児童の定員	保育する児童の定員は、保育従事者の配置及び保育の用に供する面積により年齢別々に定めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない						
4 保育時間等	1) 保育時間は、原則として次のとおりとしていますか。 ・ 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 ・ 土曜日 午前8時30分～午後1時	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない						
	2) 保育をしない日は、原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月28日から1月4日までとされていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない						
	※ その他については、保育従事者及び当該児童の保護者との協議により定めるものとされています。							
5 受託者の遵守事項	1) 児童の健康管理及び安全衛生に細心の注意を払うとともに、付近の医療機関に協力を要請していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない						
	2) 災害その他非常事態に備え、必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない						

(続) 5 受託者の 遵守事項	3) 児童を対象として1人の事故につき2,000万円以上、 1事故につき6,000万円以上の傷害賠償責任保険に加入し ていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	4) 疾病、災害その他やむを得ない事由により、児童の保育を適 切に行うことができなくなったときは、速やかに市長に届け出 ていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 非該当	
	5) 交付された委託料、保護者が負担した保育料などの収入及び 支出を記帳し、その帳簿を5年間保存していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	6) 児童の保育に関し、保育日誌など保育の経過記録を作成し、 その記録を備えていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	7) 「保育所保育指針」に沿った保育及びこれに基づく必要な助 言指導に従っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	